

県出資法人経営健全化プラン

令和元年5月
山 梨 県

目 次

I 改定の趣旨	1
II 県出資法人を取り巻く環境の変化	1
III これまでの取組	2
IV 対象法人及び計画期間	3
1 対象法人	
2 計画期間	
V 取組の方向性等	3
1 健全経営の安定的維持	4
(1) 経営計画	4
(2) 経営評価	4
(3) 調査指導	4
(4) 情報公開	5
2 主要4法人の抜本的改革の推進	
－改革プラン(経営健全化方針)の実施－	6
3 出資法人(第三セクター等)の活用・組織活性化への努力	9
VI 取組の区分	10
1 廃止する法人(2法人)	10
2 県策定の改革プラン(経営健全化方針)に沿って	
抜本的改革を進める法人(2法人)	10
3 法人策定の経営計画に沿って	
健全経営の維持に向けた取組を進める法人(26法人)	11
4 自立的に健全経営の維持を図る法人(6法人)	13
資料1 平成10年度以降の出資法人改革の成果	14
資料2 改革プラン・経営計画の改定状況	16
個別法人の取組の詳細	17

I 改定の趣旨

本プランは、効果的・効率的な法人経営の推進と県民サービスの向上を図るとともに、県の財政的リスクの解消を図るため、出資法人の経営健全化の取組の方向性を明らかにしたものである。

本県では、出資法人について、行政改革大綱に基づく「出資法人見直し計画」を皮切りに、これまで6回にわたる改定を行う中で様々な改革に取り組んできており、これまでの取組や、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、改定を行う。

II 県出資法人を取り巻く環境の変化

第三セクター及び地方公社の改革

1 これまでの国の方針

(1) 経済財政改革の基本方針2008 (H20.6.27 閣議決定)

ガイドライン(「第三セクター等の改革について」(H20.6.30総務省自治財政局長通知))

経営が著しく悪化した第三セクター及び地方公社の存廃を含めた改革を集中的に進めるため、外部専門家等で構成される「経営検討委員会」を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、「改革プラン」を策定することが強く求められた。

(2) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行 (H21.4.1)

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(H21.6.23総務省自治財政局長通知)

県の健全化指標の一つである将来負担比率の算出の際に、地方公社等の負債の額及び債務の負担を行っている法人に係る実質負担見込額を算入することとされた。

2 最近の国の方針

(1) 経済財政運営と改革の基本方針2014 (H26.6.24閣議決定)

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(H26.8.5総務大臣通知)

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(H26.8.5総務省自治財政局長通知)

第三セクター等の抜本的改革については、平成21年度から集中的に取り組み、相当の成果を挙げたことから平成25年度末で一区切りとするが、平成26年度以降も地方公共団体が自らの判断と責任で、効率化・経営健全化に取り組むべきとされた。

また、存続を決めた第三セクター等については、一層の効率化・経営健全化を図った上で、地域活性化等に資する活用方法についても検討するよう求められている。

(2) 地方自治法施行令の改正 (H23.12)

地方自治法施行令では、出資率 $1/2$ 以上の法人等を知事の調査権の対象と定めているが、今回の改正により、条例で定めることにより出資率 $1/4$ 以上 $1/2$ 未満の法人等についても知事の調査権の対象とできることとされた。

このため、県では新たに「山梨県知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を平成27年3月に制定し、知事の調査権の範囲を拡大することとした。

(3)「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」

(H30.2.20 総務省自治財政局公営企業課長通知)

相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等が見受けられることから、引き続き、大臣通知等(H26.8)に基づき、財政的なリスクの計画的な解消に向けて、一層の経営健全化に取り組むことが必要とされた。

また、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針(「経営健全化方針」)を策定し、公表することが求められた。

Ⅲ これまでの取組

本県では、平成10年度以降、出資法人の運営の合理化・効率化等を目的として計画の策定・改定を行い、法人の統廃合をはじめ、県関与の見直し、出資の解消、三公社の一元化、情報公開の推進など、様々な改革に取り組んできた。(14頁:資料1参照。)

その結果、平成10年度に61あった出資法人は37に減少し、法人の役員数や県からの派遣職員数、また県の損失補償等の額も年々減少するなど成果をあげている。

○H10～12年度 出資法人見直し計画	【見直し結果】廃止▲1、統合▲3 出資割合50%未満の株式会社を除く各出資法人が「事業運営合理化計画」を策定し、事業合理化の計画的・総合的な推進を図った。
○H12～14年度 新たな見直し計画	【見直し結果】廃止▲3、統合▲3、県出資解消▲2 新たな見直し計画を踏まえた「事業運営合理化計画」の見直しを行い、その進行管理を行った。
○H15～17年度 県出資法人見直し計画	【見直し結果】廃止▲2、統合▲2、県関与縮小1 各法人において、「経営計画」あるいは「事業運営合理化計画」を策定し、法人の合理化を進めた。
○H18～20年度 県出資法人改革推進プラン	【見直し結果】 廃止▲3、統合▲2、県関与縮小1、管理部門一元化1 各法人において、役員数や給与の見直し、組織機構のスリム化、運営経費の削減、県支出金の縮減、情報公開の推進、監査体制の強化など、法人運営の適正化と合理化を目指す「事業運営合理化計画」を策定・実施した。 なお、土地開発公社、道路公社、住宅供給公社の法人格を残したまま、山梨県地域整備公社として管理部門を一元化した。

<p>OH21～30年度 県出資法人経営健全化プラン (H27年度改定) (H23年度改定)</p>	<p>【見直し結果】廃止▲3、廃止予定2</p> <p>国ガイドラインに沿って法人のあり方を検討する法人に位置づけられた土地開発公社、環境整備事業団、林業公社、農業振興公社、住宅供給公社については、外部有識者による「経営検討委員会」において、存廃を含めた検証を行うとともに、「改革プラン」を策定した。また、必要に応じて改定を行う中で、土地開発公社、林業公社及び住宅供給公社については、廃止が決定した。</p> <p>また、その他の法人については、対象法人全てが経営計画を策定し、一層の経営合理化の取り組みを推進した。</p> <p>公益法人制度改革への対応について、平成25年度末までに対象となる28法人全てが移行を完了した(公益財団・社団法人:27、一般財団法人:1)。</p>
--	---

IV 対象法人及び計画期間

1 対象法人

県が出資、出捐している県内に本拠を置く37法人のうち、(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブを除いた36法人とする。

2 計画期間

令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの5年間とする。

V 取組の方向性等

方向性の概要

1 健全経営の安定的維持

対象となる法人について、法人自らが作成した経営計画に基づき、効果的・効率的な経営を推進するとともに、経営評価の実施や透明性の確保など、健全経営の安定的な維持に向けた取組を行う。

2 主要4法人の抜本的改革の推進

国ガイドラインに沿って経営の改革プランを策定した主要4法人については、「改革プラン」を「経営健全化方針」に位置付け、引き続き、改革プラン(経営健全化方針)に基づき、抜本的改革を推進する。

「改革プラン」策定、改定状況

	法人名	策定	改定	存廃
1	(公財)山梨県農業振興公社	H22.5	H24.7、H27.2 H28.2、H31.3	存続
2	山梨県住宅供給公社	H22.10	H26.3、H31.3	令和20年度(2038年度) 廃止予定

3	山梨県土地開発公社	H22.12	H25.3、H29.3	令和19年度(2037年度) 廃止予定
4	(公財)山梨県環境整備事業団	H24.2	H26.2、H29.3	存続

3 出資法人(第三セクター等)の活用・組織活性化への努力

出資法人の長所・特性に着目し、地域の活性化等に資する事業主体としての活用を検討する。

あわせて、法人の運営に当たっては、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求めるとともに、役員の固定化の回避や女性の役員への積極的な登用に努めるなど、組織の活性化を図る。

1 健全経営の安定的維持

対象となる法人について、法人自らが作成した経営計画に基づき、効果的・効率的な経営を推進するとともに、経営評価の実施や透明性の確保など、健全経営の安定的な維持に向けた取組を行う。

(1) 経営計画

各法人は、これまで、経営計画(事業運営合理化計画)の策定・見直しを行い、人員の削減や給与カットをはじめとする様々な合理化に取り組んできた。

今後も、「法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人」については経営計画の改定を行い、効率化・経営健全化と健全経営の維持に取り組むこととする。(各法人における経営計画の改定予定年度は16頁:資料2のとおり。)

なお、経営計画の改定に当たっては、県が積極的に支援していく。

(2) 経営評価

平成17年3月に総務省が定めた「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、第三セクターの抜本的な見直しが改革項目として位置づけられ、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化を図ることとされた。

本県では、平成17年12月に策定した「第二次行財政改革プログラム」において、「経営評価」を実施することとし、平成19年度からその結果を毎年公表している。

今後も経営評価を毎年定期的実施し、その結果を経営計画に反映させ、また、継続的に進捗状況を検証していくことで、社会経済情勢や県民ニーズの変化に的確に対応した経営を推進する。

(3) 調査指導

平成3年4月に、「山梨県出資法人等指導監督要綱」を定め、以降、法人所管課による調査指導を毎年度実施し、法人の適正かつ効率的な運営を確保してきた。

調査指導については、法人の適正かつ効率的な運営のチェック機能を確保するため、今後も、出資法人の運営状況及び業務執行状況を把握し、適切な指導監督を継続して実

施することとする。

【調査指導の概要】

- 対象法人: 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、4分の1に相当する額以上の債務を負担している法人
- 指導項目: 「法人管理」「組織及び人事管理」「事業管理」「財務管理」「運営の合理化、改善」の5分野
- 実施方法: 法人所管課が毎年度、法人へ出向き、実査による指導監督を実施
- 結果報告: 毎年度6月末日までに、所管部長から総務部長に報告

(4)情報公開

出資法人の経営に対する透明性を確保するため、平成12年4月に、「山梨県情報公開条例」に出資法人の情報公開について規定を設けるとともに、「県出資法人の情報公開に関する要綱」を制定し、県行政を代行していると認められる法人については、県と同様の情報公開を実施している。また、平成24年4月からは地方三公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公社)を情報公開条例における実施機関とした。

今後も、定款や人事・組織、貸借対照表等の業務・財務に関する文書を県民情報センター等で公表するとともに、ホームページにも掲載し、情報公開の推進を図る。

【参考】経営評価について

(1)対象法人

前事業年度の事業費総額が1千万円を超える県出資法人

(2)基本的な考え方

時代の変化や県民ニーズに的確に対応した合理的、効率的な法人経営が可能となるよう、計画から改善に至るPDCAマネジメント・サイクルの考え方を導入。

(3)評価方法

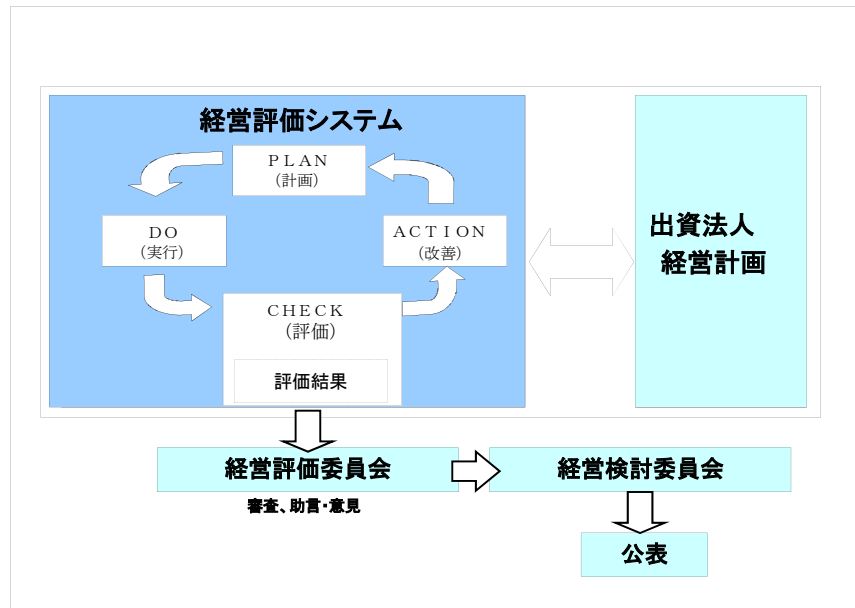
法人は毎年度、自ら「目的適合性」「計画性」「組織運営の適正性」「財務状況」「効率性」の5分野20余りの項目について評価を行い、県が審査・評価を行う。改善すべき事項については、速やかに必要な対応策を実施する。

(4)手順

- ①出資法人による自己評価
- ②所管部局による検証
- ③経営評価委員会(※1)による審査、助言・意見
- ④経営検討委員会(※2)による総合評価
- ⑤所管部局、出資法人による対応措置の実施
- ⑥経営評価書の公表

(5)公表

評価結果については、県のホームページで公表するとともに県民情報センターにおいて閲覧に供し、透明性の確保を図っている。



※1 経営評価委員会

○構成：総務部次長、政策企画課長、行政経営管理課長、出納局管理課長

○役割：経営指標等の分析による経営状況の評価に加え、事業の公共性・公益性、事業効果等を評価する。

課題が認められる出資法人については、必要に応じて出資法人または所管部局から意見聴取を行い、課題の分析、改善策の検討を行う。

※2 経営検討委員会

○構成：学識経験者、公認会計士等の法人経営に優れた識見を有する者、経営評価委員会委員長

○役割：専門的立場からの経営指標等の分析による経営状況の評価に加え、経営評価委員会の評価を受け、総合的な評価を行う。

2 主要4法人の抜本的改革の推進 — 改革プラン(経営健全化方針)の実施 —

本県では、地方財政健全化法の将来負担比率に算入された額(県負担見込額)の状況などから、経営が悪化していると判断した5法人について、弁護士、公認会計士、学識経験者などの外部の専門家を含めた「経営検討委員会」を設置し、改革の方向性などの検討を行い、その検討結果に基づき、改革プランを策定し、必要に応じ改定を行ってきた。

平成30年2月の総務省自治財政局公営企業課長通知により、相当程度の財政的なりスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針(「経営健全化方針」)の策定・公表を求められたところ、本県では主要4法人(上記5法人のうち解散した林業公社を除く。)について、改革プランに基づき抜本的改革を推進していることから、「改革プラン」を「経営健全化方針」としても位置付けることとした。

各法人は、引き続き、改革プラン(経営健全化方針)に沿った抜本的改革を推進するとともに、その実施状況については、毎年度経営検討委員会でチェックを行っていく。

○ 4法人選定理由

総務省自治財政局公営企業課長通知(H30.2.20)による「経営健全化方針」の策定対象

- ・債務超過法人:土地開発公社、住宅供給公社
- ・経営健全化の取組が必要である法人:土地開発公社、環境整備事業団、
農業振興公社、住宅供給公社

※経営健全化の取組が必要である法人については、改革プランを実施している法人とした。

(国ガイドライン、財政健全化法に基づく将来負担比率・負担額の算定より)

- ・土地開発公社:公社負債額から国が定める額を控除した結果、県が将来負担すると見込まれる県負担見込額があるもの(財政健全化法で定める将来負担額があること)。
- ・土地開発公社以外の法人:財政健全化法で定める、県の将来負担比率を算出する際、標準評価方式(財務諸表評価方式・外形事象評価方式)で県の負担見込額を算定し、債務の区分AからEに分類されたもののうち、B以下となったもの。

債務区分	
A	正常償還見込債務
B	地方団体要関与債務
C	地方団体要支援債務
D	地方団体実質管理債務
E	地方団体実質負担債務

○ 主要4法人の負債等の状況

(単位:百万円)

法人名	負債額等 (※)	県負担 見込額	備考
山梨県土地開発公社	7,419	6,811	
(公財)山梨県環境整備事業団	387	348	債務区分E
(公財)山梨県農業振興公社	145	131	債務区分E
山梨県住宅供給公社	8,782	7,903	債務区分E

(注) 負債額及び県負担見込額は、平成29年度決算に基づく数値である。

(※) 負債額等:土地開発公社は負債額、その他の法人は損失補償付債務額である。

○ 改革プラン(経営健全化方針)の概要

<p>土地開発公社 (H28年度 改定) (H24年度 改定) (H22年度 策定)</p>	<p>○改革の方向 (公社の存廃等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度以降、新規事業は行わず実質的に公社を解散する。 ・米倉山造成地に係る平成21年度末の借入金(84.5億円)と市川三郷町大塚地区拠点工業団地瑕疵修復に係る平成24年度末の借入金(11.1億円)は、県からの補助金と短期無利子貸付により順次解消し、令和19年度末に公社を解散する。(H28年度末合計78.7億円) ・平成26年度以降、公社職員を配置せず、地域整備公社で業務を処理する。 ・未分譲の八田御勅使南地区工業団地は、令和元年度末の売却を目指す。(H30.1売却済み) ・工業団地としての販売を断念した市川三郷町大塚地区拠点工業団地の修復区画の隣接未分譲区画については、引き続き、大規模太陽光発電施設用地として民間企業に貸付を行う。 <p>○計画期間 平成29年度～令和2年度(4年間)</p>
<p>環境整備事業団 (H28年度 改定) (H25年度 改定) (H23年度 策定)</p>	<p>○改革の方向 (環境整備センター[明野処分場])</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月以降新たな廃棄物の受け入れを停止し、施設を閉鎖する。見込まれる最終赤字額約55億円については、県の補助金により毎年度必要額を順次措置する。 ・環境整備センター閉鎖後における汚水処理等の維持管理費の縮減を図り、効率的な運営に努める。 ・施工業者に対する損害賠償請求の訴訟に最大限努力する。(H30.2東京高裁により棄却、上訴しないことを決定) <p>(境川一般廃棄物最終処分場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物最終処分場の整備及び管理運営業務を山梨県市町村総合事務組合から受託する。 <p>(事業団の存廃等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備センター廃止後も、最終覆土や浸出水処理、また一般廃棄物最終処分場関連業務を受託することから、事業団は存続するとともに、財政支援及び人的支援を継続する。 <p>○計画期間 平成29年度～令和2年度(4年間)</p>
<p>農業振興公社 (H30年度 改定) (H27年度 改定) (H26年度 改定) (H24年度 改定) (H22年度 策定)</p>	<p>○改革の方向 (公社の存廃等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農支援・担い手対策等、本県の農業振興に必須事業を実施しており、また平成26年3月に農地中間管理機構として指定を受け、農地中間管理事業を実施し、担い手への農地集積を図るとともに、耕作放棄地の解消等に努めていることから、公社は存続する。 ・今後も、収益の確保を目指すための、新たな収益事業の導入に向けて検討する。 ・農地中間管理事業等の事業量の増大等に伴い、業務遂行に必要な人員の確保・組織体制等のあり方を検討する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・農地価格の下落により発生した売却差損に係る借入金の解消と緊急雇用創出事業の委託料の返還は、公社の収益事業により収入を確保し順次解消していく。また、利息負担軽減のため、県の短期無利子貸付を継続する。 ・就農支援資金の延滞債務者からの返済金の早期回収に努める。 <p>○計画期間 令和元年度～5年度(5年間)</p>
<p>住宅供給公社 (H30年度 改定) (H25年度 改定) (H22年度 策定)</p>	<p>○改革の方向 (公社の存廃等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和20年度を目途に公社を解散する。 ・県営住宅について、令和4年度から6年度まで部分的に指定管理者制度を導入し、検証を併せて実施する。 ・県は、短期無利子貸付、債務処理対策補助金等、財政支援を引き続き行う。 ・効率的な組織体制とし、人件費の縮減策を継続する。また、解散へ向けた事業縮小整理を計画的に行う。 <p>○計画期間 令和元年度～5年度(5年間)</p>

3 出資法人(第三セクター等)の活用・組織活性化への努力

人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況など、現下の社会経済情勢においては、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むことが重要であることから、出資法人の長所や特性に着目し、地域の再生や活性化等に資する事業主体としての活用を検討する。

あわせて、法人の運営に当たっては、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求めるとともに、役員固定化の回避や女性の役員への積極的な登用に努めるなど、組織の活性化を図る。

【参考1】 出資法人(第三セクター等)の長所(総務省指針より部分抜粋・要約)

長所	内容(具体例等)
1 地方公共団体の区域を超えた活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な事業を簡便な手続きで実施できる。 ・自主性や関係者の合意等による運営が可能で、機動的、弾力的な事業実施が可能。
2 民間企業の立地が期待できない地域における事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の立地が期待できない中山間地域等での産業振興、地域活性化等への取り組みが可能。 ・民間資金やノウハウを活用し、地域の特産品の製造・販売、観光施設等の経営、イベントの企画等に取り組むことができ、住民サービスへの利益還元も可能。 ・経営が安定し、県の関与・支援が必要なくなった際には、出資の返還等関係を解消し、自立運営までの過渡的な事業手法とすることも可能。
3 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり、福祉、インフラの提供、地域活性化等の事業で、民間企業同様の経営により、自治体の直接実施よりも効率的、或いはユニークな形での実施が可能な場合がある。(公共施設・インフラ等の維持・管理等について事例あり。)

【参考2】 平成30年4月1日現在 出資法人の役員における女性の割合 6.7%

VI 取組の区分

各法人の取組の方向性の概要は以下のとおりである。(詳細は17頁～54頁のとおり)

1 廃止する法人(2法人)

法人名	概要
山梨県土地開発公社 (H29. 3改革プラン改定) (H25. 3改革プラン改定) (H22.12改革プラン策定)	改革プランに基づき、平成23年度以降、新規事業は行わず実質的に公社を廃止する。 平成26年度以降は、米倉山造成地及び市川三郷町大塚地区拠点工業団地の債務処理を行い、令和19年度末に公社を解散する。
山梨県住宅供給公社 (H31. 3改革プラン改定) (H26. 3改革プラン改定) (H22.10改革プラン策定)	改革プランに基づき、公社は令和20年度を目途に解散する。 県営住宅について、令和4年度から6年度まで部分的に指定管理者制度を導入し、併せて検証を実施する。 県は、短期無利子貸付、債務処理対策補助金等財政支援を引き続き行う。 効率的な組織体制とし、人件費の縮減策を継続する。また、解散へ向けた事業の縮小整理を計画的に行う。

2 県策定の改革プラン(経営健全化方針)に沿って抜本的改革を進める法人(2法人)

法人名	改革の概要
(公財)山梨県環境整備事業団 (H29. 3改革プラン改定) (H26. 2改革プラン改定) (H24. 2改革プラン策定)	平成25年11月に環境整備センター(明野処分場)を閉鎖。 センター閉鎖後は、効率的な運営に努め、汚水処理等に要する維持管理コストの縮減など経営改善に向けて取り組む。 約55億円の赤字処理のため、県は経営支援補助金等の財政支援及び人的支援を継続する。
(公財)山梨県農業振興公社 (H31. 3改革プラン改定) (H28. 2改革プラン改定) (H27. 2改革プラン改定) (H24. 7改革プラン改定) (H22. 5改革プラン策定)	農地中間管理事業を実施し、担い手への農地集積を図るとともに、耕作放棄地の解消等に努める。 今後も収益の確保を目指すための新たな収益事業の導入に向けて検討する。 農地中間管理事業等の事業量の増加に伴い、業務遂行に必要な人員の確保・組織体制等のあり方を検討する。 農地価格の下落により発生した売却差損の処理は、公社の土地改良事業の受託等の収益事業から解消を行う。 利息負担軽減のため、県は短期無利子貸付を継続する。

3 法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人(26法人)

法人名	取組の概要
(公財)山梨総合研究所	平成30年度に改定した新たな経営計画に沿い、安定的な収入の確保とコスト削減に努めるとともに、組織体制の強化を図る。
山梨県更生保護協会	寄附金・会費への依存度が高いため、平成30年度に改定した新たな経営計画に沿い、安定した収入確保に向け、広報活動の充実強化に取り組む。
(公財)やまなし文化学習協会	指定管理料が主な収入源であるため、平成30年度に改定した経営計画に沿い、継続的な指定管理者更新に向け、効率的・効果的な運営と職員の資質向上を図る。
(公社)山梨県私学教育振興会	貸付件数の伸び悩みに伴い金利収入が減少しているため、新たな経営計画に沿い、貸付件数の増加と管理経費の節減に取り組む。
(公財)山梨県臓器移植推進財団	主な収入源が寄付金であることから、寄付金等の安定的な収入の確保と効率的な事業執行に取り組む。
(公財)山梨県生活衛生営業指導センター	収入に占める補助金の割合が大きいことから、効率的な事業運営と経費節減に努めるとともに、自主財源の確保に取り組む。
(公財)山梨県健康管理事業団	自立した経営を確立するため、他の検診機関との差別化を図りながら、経費削減や検診先確保による収入増等に取り組む。
(公財)山梨県緑化推進機構	主な収入源である募金収入が減少傾向にあるため、募金収入の確保や、効率的な事業運営等に取り組む。
(株)清里の森管理公社	赤字決算が続いたことから純資産が減少しているため、再整備された施設の運用収益や別荘地区の仲介手数料などの増加を図り、収益の確保と経費節減等による経営改善に取り組む。
(公財)やまなし産業支援機構	貸倒引当金の積み増しを行い財務基盤の強化が図られている。平成30年度に改定した新たな経営計画に沿い、組織・機能の充実強化を図るとともに経営の効率化を進める。
山梨県信用保証協会	平成30年度に改定した新たな経営計画に沿い、保証利用の促進と代位弁済の抑制に取り組む。
(一財)山梨県地場産業センター	平成29年度に改定した経営計画に沿い、売上高の増加を図るとともに、業務運営の効率化に努め、経営の安定化に取り組む。
(公財)山梨県国際交流協会	指定管理料が主な収入源となっているため、自主財源の確保と効率的な事業執行に取り組む。

法人名	取組の概要
(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター	中国における廃プラスチック輸入禁止などによる環境の変化に対応しながら、平成30年度に改定した新たな経営計画に基づき、可能な限り有価販売に努めるとともに、設備の整理による経費削減に取り組む。
(公社)山梨県青果物経営安定基金協会	低金利による運用益の減少などにより赤字が続いているため、平成29年度に改定した経営計画に沿い、管理経費の節減と基金運用益の確保に取り組む。
(公財)山梨県子牛育成協会	指定管理者制度の下で適正な管理運営を行いながら、経費節減と、自主財源の確保、利用者数の増加に取り組む。
(公社)山梨県畜産協会	補助金が縮減傾向にあるため、安定的な自主財源の確保と効率的な運営を図るとともに、新規事業の導入を進め、財務基盤の安定に取り組む。
(公財)山梨県馬事振興センター	自立的経営を行うため、整備した施設を周知し、大会や合宿の誘致による事業収益の確保を図るとともに、運営経費の削減に取り組む。
(株)山梨食肉流通センター	累積欠損金の解消に向け、平成30年度に改定した中期経営計画に沿い、経営の合理化や収益の拡大に取り組む。
山梨県農業信用基金協会	平成30年度に改定した中期経営計画に沿い、金融機関との連携を強化し保証拡大に取り組むとともに、準備金の積み増しによる財務基盤の強化を図る。
山梨県道路公社	雁坂トンネル有料道路について、平成23年度に改定した経営計画に沿い、不採算路線とならないよう取り組むとともに、長期借入金の償還金の財源確保に努める。
(公財)山梨県下水道公社	平成30年度に改定した新たな経営計画に沿い、包括的民間委託方式を継続実施し、効率的な維持管理と経費縮減に取り組む。
(公財)山梨みどり奨学会	奨学金等返還業務の本格化に伴い、回収業務の強化を図るとともに、効率的な事業運営を行い経費削減に取り組む。
(公財)山梨県青少年協会	指定管理者制度の下で施設の適切な運営管理と利用者数の増加を図り、収入の確保をするとともに、経営体制の強化に努める。
(公財)山梨県スポーツ協会 ※H31.4.1 名称変更	平成30年度に改定した経営計画に沿い、指定管理者制度の下、効率的かつ効果的な施設運営管理を行うとともに、自主財源の確保に取り組む。
(公財)山梨県暴力追放運動推進センター	安定した財務基盤確立のため、事業の広報等を通じた賛助金、寄付金の獲得に向けて取り組む。

4 自立的に健全経営の維持を図る法人（6法人） ※法人による経営計画の策定は任意

法人名	取組の概要
(公財)長田ふるさと財団	基本財産の運用益の範囲内で、着実に運営を行っていく。
(公財)やまなみ文化基金	基本財産の運用益の範囲内で、着実に運営を行っていく。
(福)山梨県社会福祉事業団	独立採算の下、自立的な運営を実施していく。
(公財)山梨県アイバンク	基本財産の運用益や寄附金の範囲内で着実に運営を行っていく。
(公財)やまなし環境財団	基本財産の運用益の範囲内で、着実に運営を行っていく。
(公財)小佐野記念財団	基本財産の運用益の範囲内で、着実に運営を行っていく。

※ 取組の区分については、経営評価等の結果に基づき、他の区分に変更されることがある。

平成10年度以降の出資法人改革の成果

1 廃止(12法人減)

平成10年9月	(財)山梨県農業拓殖基金協会を解散し、業務を(財)山梨県国際交流協会に引き継ぐ
平成13年3月	(社)山梨県蚕糸業経営安定基金協会を解散
平成14年5月	(株)山梨県食肉公社を解散
平成15年3月	(財)山梨県労働者信用基金協会を解散し、業務を(財)日本労働者信用基金協会に引き継ぐ
平成15年8月	(財)山梨勤労者いこいの村協会を解散
平成16年3月	(財)丘の公園管理公社を解散
平成18年8月	(財)富士吉田コンベンションセンターを解散
平成19年2月	(財)山梨県国民年金福祉協会を解散
平成21年3月	(財)山梨県公園公社を解散
平成25年3月	(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター、(財)山梨県郡内地域地場産業振興センターを解散
平成29年3月	(公財)山梨県林業公社を解散

2 統合(10法人減)

平成11年4月	(財)山梨県県民文化振興協会と(財)山梨県民生活協会を統合して(財)やまなし文化学習協会を設立
平成12年8月	(財)山梨21世紀産業開発機構、(財)山梨県産業展示交流館、(財)山梨県中小企業振興公社を統合して(財)やまなし産業支援機構を設立
平成13年4月	(社)山梨県農業後継者育成基金協会を(財)山梨県農業振興公社に統合
〃	(社)山梨県畜産物価格補償協会、(社)山梨県肉用子牛価格安定基金協会、(社)山梨県家畜畜産物衛生指導協会を統合して(社)山梨県畜産協会を設立
平成15年4月	(社)山梨県野菜価格安定協会と(社)山梨県果樹経営安定基金協会を統合し、(社)山梨県青果物経営安定基金協会を設立。
平成16年4月	(財)山梨ともしび基金を(福)山梨県社会福祉協議会に統合
平成17年4月	(財)山梨県県民スポーツ事業団を(財)山梨県体育協会に統合
平成20年4月	(財)やまなし長寿振興財団を(福)山梨県社会福祉協議会に統合

3 出資解消（2法人減）

平成14年12月	(株) 富士五湖観光センターの株式譲渡
〃	山梨道路サービス(株)の株式譲渡

4 県関与の縮小(2法人)

平成17年4月	(福) 山梨県社会福祉事業団に県立社会福祉施設6施設を移管し、自主・自立経営を促進
平成19年7月	県が所有している(株) 清里の森管理公社の株式の25%を有償譲渡し、自主・自立経営を促進 ※県の出資率は、70%から45%に減少

5 三公社の一元化

平成20年4月	山梨県土地開発公社、山梨県道路公社、山梨県住宅供給公社の法人格を残したまま三公社の総称を山梨県地域整備公社とし実質的に統合 ※ 特別法に基づく法人のため、法人格の統合は困難
---------	---

6 役員、職員の状況

○役員	平成18年度	730人	→	平成30年度	451人	(△279人)
○職員	平成18年度	1,021人	→	平成30年度	1,011人	(△10人)
	(うち常勤職員	H18 819人	→	H30 829人	(10人)	
	(うち正規職員	H18 601人	→	H30 586人	(△15人)	
	(うち県からの派遣職員	H18 65人	→	H30 33人	(△32人)	

7 県支出金の状況

○負担金・補助金	平成17年度決算	1,772,848千円	→	平成29年度決算	1,117,913千円	(△654,935千円)
○委託金	平成17年度決算	6,414,656千円	→	平成29年度決算	5,437,345千円	(△977,311千円)

8 長期借入金の状況

○長期借入金	平成17年度決算	74,500,828千円	→	平成29年度決算	15,286,720千円	(△59,214,108千円)
○県債務負担実際残高	平成17年度決算	57,706,534千円	→	平成29年度決算	17,708,223千円	(△39,998,311千円)

資料 2

改革プラン・経営計画の改定状況

番号	区分	法人名	名称	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1	公財	山梨総合研究所	経営計画	改定				→	改定
2	特	山梨県土地開発公社	改革プラン		→	改定			→
3	特	山梨県更生保護協会	経営計画書	改定				→	改定
4	公財	やまなし文化学習協会	経営計画	改定			→	改定	→
5	公社	山梨県私学教育振興会	経営計画	→	改定			→	改定
6	公財	山梨県臓器移植推進財団	経営計画書	→	改定				→
7	公財	山梨県生活衛生営業指導センター	経営基本計画	→	改定				→
8	公財	山梨県健康管理事業団	経営計画		→	改定			→
9	公財	山梨県環境整備事業団	改革プラン		→	改定			→
10	公財	山梨県緑化推進機構	経営計画		→	改定			→
11	株	清里の森管理公社	経営計画書		→	改定			→
12	公財	やまなし産業支援機構	経営計画	改定		→	改定		→
13	特	山梨県信用保証協会	中期事業計画	改定		→	改定		→
14	一財	山梨県地場産業センター	中期経営計画				→	改定	→
15	公財	山梨県国際交流協会	経営計画	改定			→	改定	→
16	公社	山梨県農業用廃プラスチック処理センター	経営計画	改定			→	改定	→
17	公社	山梨県青果物経営安定基金協会	経営計画		→	改定		→	改定
18	公財	山梨県子牛育成協会	経営計画		→	改定			→
19	公社	山梨県畜産協会	経営計画	→	改定				→
20	公財	山梨県馬事振興センター	経営計画		→	改定			→
21	株	山梨食肉流通センター	中期経営計画	改定		→	改定		→
22	特	山梨県農業信用基金協会	中期経営計画	改定		→	改定		→
23	公財	山梨県農業振興公社	改革プラン	改定				→	改定
24	特	山梨県道路公社	経営計画						→
25	公財	山梨県下水道公社	経営計画	改定		→	改定		→
26	特	山梨県住宅供給公社	改革プラン	改定				→	改定
27	公財	山梨みどり奨学会	中期経営計画			→	改定		→
28	公財	山梨県青少年協会	経営計画	改定			→	改定	→
29	公財	山梨県スポーツ協会	経営計画	改定			→	改定	→
30	公財	山梨県暴力追放運動推進センター	経営計画			→	改定		→

個別法人の取組の詳細

番号	法人名	ページ
1	公益財団法人山梨総合研究所	19
2	山梨県土地開発公社	20
3	公益財団法人長田ふるさと財団	21
4	更生保護法人山梨県更生保護協会	22
5	公益財団法人やまなみ文化基金	23
6	公益財団法人やまなし文化学習協会	24
7	公益社団法人山梨県私学教育振興会	25
8	社会福祉法人山梨県社会福祉事業団	26
9	公益財団法人山梨県臓器移植推進財団	27
10	公益財団法人山梨県アイバンク	28
11	公益財団法人山梨県生活衛生営業指導センター	29
12	公益財団法人山梨県健康管理事業団	30
13	公益財団法人やまなし環境財団	31
14	公益財団法人山梨県環境整備事業団	32
15	公益財団法人山梨県緑化推進機構	33
16	株式会社清里の森管理公社	34
17	公益財団法人やまなし産業支援機構	35
18	山梨県信用保証協会	36
19	一般財団法人山梨県地場産業センター	37
20	公益財団法人小佐野記念財団	38
21	公益財団法人山梨県国際交流協会	39
22	公益社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター	40
23	公益社団法人山梨県青果物経営安定基金協会	41
24	公益財団法人山梨県子牛育成協会	42
25	公益社団法人山梨県畜産協会	43
26	公益財団法人山梨県馬事振興センター	44
27	株式会社山梨食肉流通センター	45
28	山梨県農業信用基金協会	46
29	公益財団法人山梨県農業振興公社	47
30	山梨県道路公社	48
31	公益財団法人山梨県下水道公社	49
32	山梨県住宅供給公社	50
33	公益財団法人山梨みどり奨学会	51
34	公益財団法人山梨県青少年協会	52
35	公益財団法人山梨県スポーツ協会	53
36	公益財団法人山梨県暴力追放運動推進センター	54

1 公益財団法人山梨総合研究所

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当財団は、中長期的展望に立った幅広い視点から地域政策、社会政策、産業政策等に関する調査研究及び提言を行うとともに、各種の情報の収集及び提供、調査研究活動等を通じた人材育成を行い、もって県民生活の向上に資することを目的とし、平成10年4月に設立された。
- 現在、県や市町村などの政策課題等に関する受託事業を中心に地域政策等の形成に際して補完的な役割を担い、県内唯一の地域シンクタンクとして地域社会に貢献している。
- 平成23年11月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- これまで蓄積された調査研究データ等を活用し、独自の調査研究及び提言の拡大を図り、地域に必要な知恵や情報、価値を積極的に創出し地域に根ざしたシンクタンクとして県民に広く認識されるよう努める。
- 新たな経営計画（令和元年度～5年度）に基づき、収入の確保とコスト削減、組織体制の強化を図るとともに、これまで以上に地域のニーズに対する感度を高め、地域の切実な要請に応える事業の創造と展開を図る。

【具体的な取組内容】

- 1 収入の安定的な確保（地方公共団体等への営業強化、新たな収益機会の獲得等）
- 2 業務改善・経費見直し等によるコスト削減（事業執行の効率性の向上、費用対効果の追求）
- 3 法人としての統治・運営力の強化（管理体制・人材育成の強化）

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
収入の安定的な確保	実施				→
業務改善・経費見直し等によるコスト削減	実施				→
法人としての統治・運営力の強化	実施				→

2 山梨県土地開発公社

【取組の区分】
 廃止する法人

【経 緯】

- 当公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和49年に設立（財団法人から組織変更）された特別法人である。
- 主な業務内容は、地方公共団体の依頼に基づき公共用地を先行取得する公有地取得事業、当公社自らが住宅・工業用地等の造成を行い販売する土地造成事業及び国・地方公共団体等からの委託を受け用地取得業務を行うあっせん事業であったが、現在は新規事業を凍結し、残務の処理等を行っている。
- 平成22年12月に策定した改革プランに基づき、当公社は県の財政支援により債務処理を行い、債務解消後の令和19年度に解散することとなっている。

【取組の方向性】

- 平成22年度に策定、24年度、28年度に改定した改革プランに基づき、米倉山造成地及び市川三郷町大塚地区拠点工業団地に係る債務処理を行っていく。
- 実施状況を毎年度点検・評価し、令和2年度に改革プランの改定を行う。

【具体的な取組内容】

- 1 改革プランの着実な実施と改定
- 2 米倉山造成地及び市川三郷町大塚地区拠点工業団地に係る債務処理

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
改革プランの着実な実施と改定	実施				→
		○改定			
米倉山造成地及び市川三郷町大塚地区拠点工業団地に係る債務処理	県補助金				→

3 公益財団法人長田ふるさと財団

【取組の区分】

自立的に健全経営の維持を図る法人

【経緯】

- 当財団は、福祉の増進、教育、文化の向上、国際交流の促進のための寄附金をもとに各種関連事業を行い、県民が心身ともに健康で幸せが実感できるふるさとづくりに寄与することを目的として昭和63年1月に設立された。
- 基金の運用益により、福祉、教育、文化、国際交流及び地域づくり等の県民の自発的な活動を促進し、県民福祉の向上に資するための助成事業や医療の現場で活躍している看護師等を顕彰する「県民の看護師さん」の事業を実施している。
- 各助成分野に対する関心やニーズは高く、また、経済情勢が厳しい中、当財団の支援に対し、民間団体からの期待は引き続き高い状態にある。また、医療現場における看護師等の重要性がより高まっている中、当顕彰制度は高い評価を受けている。
- 平成23年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 近年の金利低下の中、運用益は限られており、予算の中で継続して事業を実施していくため、事業評価を適切に行うとともに、事業の適切な審査、決定などを通し、効果的、効率的な事業執行を図っていく。
- さらに事業実施のための収入を確保し財団の所期の目的を達成するため、資産の適切な運用に努めるなど、引き続き健全な財団運営を図っていく。

【具体的な取組内容】

- 1 資産の適切な運用
- 2 事業の適切な審査、決定などを通じた効果的・効率的な事業執行の継続

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
資産の適切な運用	実施				→
効果的・効率的な事業執行の継続	実施				→

4 更生保護法人山梨県更生保護協会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当協会は、昭和50年4月に財団法人として設立され（平成8年4月、更生保護法人として認可）、主に更生保護施設や保護司会、民間協力組織等に対する連絡助成事業等を行い、県内における更生保護事業を充実させている。

【取組の方向性】

- 平成30年度に改定した経営計画（令和元年度～5年度）に基づき、厳しい外部環境の要因を受けながらも健全経営の維持を図る。
- 県内の更生保護事業を充実することは、罪を犯した者の再犯を防ぎ、安全・安心な社会の形成に繋がる。当協会の事業は公益性が十分にあり、県民ニーズにも合致している。
- 収入の多くを寄附金・賛助会費に頼っているため、収入を恒常的に確保できるよう募金活動を計画的に行うとともに、資産の適切な運用を図る。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 収入の安定的な確保（計画的な募金活動）

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				
					○改定
収入の安定的な確保	実施				

5 公益財団法人やまなみ文化基金

【取組の区分】

自立的に健全経営の維持を図る法人

【経緯】

- 当財団は、県内の文化振興のための寄附金を元に、県民の文化活動が自主的かつ活発に推進されるよう、個人又は文化団体等の活動に対し奨励、援助などを行うことにより、個性豊かな地域文化の向上に寄与することを目的として昭和59年8月に設立された。
- 基金の運用益により、地域文化振興事業、芸術文化の創作・成果発表、文化教養活動にそれぞれ助成を実施している。
- 平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。
- 平成24年度以降も毎年度10件前後の助成申請があり、一定の需要があるため、現在行っている事業は今後とも継続して実施すべきと考える。

【取組の方向性】

- 近年の金利の低迷に伴い、運用益の確保には苦慮しているところであるが、運用益の範囲内で、効率的かつ効果的に助成するため、適切な助成対象事業の評価・助成配分に努めていく。

【具体的な取組内容】

- 1 適切な基本財産の運用
- 2 効果的・効率的な事業執行の推進

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
適切な基本財産の運用	実施				
					→
効果的・効率的な事業執行の推進	実施				
					→

6 公益財団法人やまなし文化学習協会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経 緯】

- 当財団は、県民の自発的な芸術文化、生涯学習を支援し、生涯学習を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資することにより、文化の香りの高い山梨の実現に寄与することを目的として、平成11年4月に設立された。
- 主な事業としては、県立男女共同参画推進センター、甲斐市双葉ふれあい文化館の運営管理等の指定管理業務、県からの委託による生涯学習推進センター事業、山梨ことぶき勸学院事業、山梨県森林総合研究所「森の教室」等普及啓発ゾーン及び山梨近代人物館の運営を行っている。
- 公共施設における指定管理者制度の導入等の外部環境の変化に伴い、柔軟性のある経営や効率的な運営体制など、法人の自立性を確保する経営改善方策を検討し、平成31年3月に経営計画を改定した。
- 平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 経営計画に基づき、効率的・効果的な運営に努めている。今後も公益法人としての設立趣旨等に沿った運営を行うとともに、利用収入、事業収入等の確保、管理経費等の削減に努め、経営基盤の強化を図る。
- 職員の意識改革や資質の向上など、マンパワーの一層の充実を図る。
- 新たな指定管理施設の獲得に向けて広く情報収集を行うとともに、具体的な検討を進める。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 職員の資質向上
- 3 指定管理者更新や新たな指定管理施設獲得の検討

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				
				○改定	
職員の資質向上	実施				
指定管理者更新や新たな指定管理施設獲得の検討	実施				

7 公益社団法人山梨県私学教育振興会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経 緯】

- 当法人は、県内の私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置する学校法人に対し、学校運営に必要な資金を貸し付けることにより、私立学校の教育環境を整備し、私学教育の振興に資することを目的として、昭和36年7月に設立された。
- 本法人の貸付金は、設立の趣旨から民間金融機関による貸付よりも低利率で貸付を行っており、現在までに300件を超える融資を行い、私立学校の教育環境の整備等に貢献している。
- 平成26年4月1日に公益社団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 法人の運営に当たっては、必要最小限の経費で運営しているところであるが、民間金融機関より低い利率で貸付事業を実施していることから、現在の低金利状況下において、運営に必要な収入の確保が厳しい状況となっており、貸付件数の増加や管理経費の節減などに努める。
- 今後も公益法人としての設立趣旨に沿った運営を行うとともに、新たな経営計画（令和元年度～5年度）に基づき、より効率的・効果的な運営を行っていく。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 貸付件数の増加と管理経費の節減
- 3 効率的・効果的な事業執行の推進

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				→
	○改定				○改定
貸付件数の増加と管理経費の節減	実施				→
効率的・効果的な事業執行の推進	実施				→

8 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

【取組の区分】

自立的に健全経営の維持を図る法人

【経 緯】

- 当法人は、県立社会福祉施設の運営を通じ、民間の先導役として本県の社会福祉の向上を図ることを目的として昭和41年3月に設立された。
- 民間の社会福祉施設の先駆的な存在として専門的役割を担ってきたこともあり、平成15年3月策定の「県出資法人見直し計画」において、自立的経営を目指し、県関与の縮小と県立施設の移管を検討することとされた。
- これを受け平成17年4月に6つの県立社会福祉施設が当法人に移管されるとともに、県の財政的支援が廃止された。
- 法人では、自主経営を確立していくことを目指し、平成17年3月に経営計画を策定し、組織体制の見直し、職員給与や各種手当の見直しなど法人運営の抜本的見直しを行った。
- 介護保険制度の改正など福祉を取り巻く状況変化や時代のニーズに対応するため、新たに平成28年4月に経営計画を策定した。

【取組の方向性】

- 今後も経営計画に基づき、更なる合理化を進め、施設の運営と整備を計画的に行う。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施	実施				→

9 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経 緯】

- 当財団は、腎臓を中心とした臓器移植推進のため、県民に対する普及啓発事業等を行うことを目的として、昭和61年8月に設立され、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行した。
- 県、市町村及びライオンズクラブからの出捐金の運用収入のほか、県からの補助金、各ライオンズクラブからの寄附をもとに、各種イベントにおける一般県民への啓発活動を展開するとともに、県内救急病院を中心とした医療関係者を対象に研修会を開催するなどして、臓器移植に関する正しい知識の普及と臓器移植の推進に努めている。

【取組の方向性】

- 主要な収入となっている寄附金は、景気動向の影響を受け増減する傾向にある。そのため、引き続き会員の募集や個人や企業からの寄附金等収入の確保に努める一方、普及啓発事業という財団の設立目的を踏まえ、事業費の節減が単純な事業量の減少とならないよう、収入の範囲内での効率的な事業執行に努める。

【具体的な取組内容】

- 1 収入に応じた効率的な事業執行及び経営計画の改定と着実な実施
- 2 収入の安定的な確保

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
収入に応じた効率的な事業執行及び経営計画の改定と着実な実施	実施				→
	○改定				
収入の安定的な確保	実施				→

10 公益財団法人山梨県アイバンク

【取組の区分】

自立的に健全経営の維持を図る法人

【経 緯】

- 当財団は、角膜移植推進のため、角膜のあっせん及び県民に対する普及啓発事業等を行うことを目的として、昭和58年6月に設立され、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行した。
- 県及びライオンズクラブからの出捐金の運用収入のほか、県からの補助金、各ライオンズクラブからの寄附をもとに、一般県民への啓発活動を展開するとともに、県内救急病院を中心とした医療関係者を対象に研修会を開催するなどして、角膜移植に関する正しい知識の普及と角膜移植の推進に努めている。

【取組の方向性】

- 主要な収入となっている寄附金及び基本財産運用益は景気動向の影響を受け増減する傾向にある。そのため、寄附金など収入の安定確保に取り組むとともに、収入の範囲内での効率的な事業執行に努める。

【具体的な取組内容】

- 1 効率的な事業執行
- 2 収入の安定的な確保

取 組 内 容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
効率的な事業執行	実施				→
収入の安定的な確保	実施				→

11 公益財団法人山梨県生活衛生営業指導センター

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）に基づき、旅館業・理容業・美容業・クリーニング業などの生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上と利用者の利益の保護を図ることを目的として、昭和59年10月に設立された。
- 生衛業の衛生施設の維持・改善向上と経営の健全化に関する相談指導業務や標準営業約款（Sマーク）の登録業務など、生衛法とこれに関連する法令等に定められた事業を実施している。
- 平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 収入の大半が補助金であり自主財源に乏しいことから、経費節減の徹底を図るとともに、標準営業約款登録手数料などの自主財源の確保を図る。
また、公益財団法人としての責務を果たすため、ホームページを活用して、公益事業の普及啓発や各組合員数の増加を目的とした事業等の情報公開を推進する。
- 生衛業は、県民生活に密接した業種であり、営業者自らの衛生水準の維持向上への取り組みを促進する必要性が高い。しかし、ほとんどの業者が中小零細企業であることから、センターが現在行っている事業への期待が高まっており、今後とも継続して事業を実施する。

【具体的な取組内容】

- 1 経営基本計画の改定と着実な実施
- 2 経費節減の徹底と自主財源の確保

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営基本計画の改定と着実な実施	実施				
	○改定				→
経費節減の徹底と自主財源の確保	実施				
					→

12 公益財団法人山梨県健康管理事業団

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経 緯】

- 当事業団は、県民の健康の維持・増進を図るため、地域医療と連携して検診（健診）事業を実施するとともに、健康に関する諸情報の提供を通じて、地域の保健衛生の向上に寄与することを目的として昭和58年4月に県、市町村、医師会の三者により設立された。
- 平成26年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 民間検診機関との競合など検診（健診）事業の収支は厳しい状況にあることから、業務改善等に取り組むとともに、外部の経営専門家による経営評価委員会からの提言を受けた取り組みを反映した経営計画に基づき、経営の合理化・効率化に努める。
- 職員一人ひとりが受け持つ業務の重要性を自覚し、経営計画に基づいた検診（健診）実施体制や業務の効率化によるコスト削減などに取り組むとともに、受診者の視点に立った検診（健診）事業の実施などの競争力強化に向けた取り組みや、営業活動の強化など、自主自立の運営に向けた各種改善策に取り組む。

【具体的な取組内容】

1 経営計画の改定と着実な実施

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の改定と着実な実施	実施				
		○改定			

13 公益財団法人やまなし環境財団

【取組の区分】

自立的に経営健全の維持を図る法人

【経 緯】

- 当財団は、環境関係に役立てて欲しいとの寄附金をもとに平成9年11月に設立された。環境に関する普及啓発活動を行い、環境保全に向けた県民意識の醸成を図るとともに、民間団体の自発的な環境保全活動を積極的に支援し、もって本県の環境保全活動の推進に資することを目的とし、各種事業を行っている。
- 基本財産の運用益により、民間団体が行う環境保全活動（実践活動、普及啓発活動、調査・研究活動）への助成金交付事業、山梨県地球温暖化防止活動推進センターを通じた地球温暖化対策事業や環境教育事業等を行っている。
- 地球温暖化が進行している中で、県民の環境意識の高まりや、学校での環境学習への取組の増加などから、当財団に対する民間団体等のニーズは高い。
- 平成23年4月1日に公益財団法人へ移行した。
- 低金利による運用益の減少が続いていることから、平成29年度に団体への助成額や助成年限の見直しを含む事業計画を改定し、管理経費の節減と基金運用益の確保に取り組んでいる。

【取組の方向性】

- 低金利が続く中であって、引き続き安定的な収入の確保に努めるとともに、事業の見直しを行い、効果的、効率的な事業執行を図っていく。

【具体的な取組内容】

- 1 資産の適切な運用
- 2 効果的・効率的な事業執行の推進

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
資産の適切な運用	実施				→
効果的・効率的な事業執行の推進	実施				→

14 公益財団法人山梨県環境整備事業団

【取組の区分】

県策定の改革プラン（経営健全化方針）に沿って抜本的改革を進める法人

【経 緯】

- 当事業団は、平成5年策定の「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」に基づき、公共関与による最終処分場の建設、運営の事業主体として平成6年11月に設立された。
- 平成21年5月に県内で初めての公共関与による産業廃棄物最終処分場である「山梨県環境整備センター」が北杜市明野町で操業を開始した。
- 平成22年10月に漏水検知システムの異常検知が発生したため、廃棄物の搬入を停止したが、施設の安全性が確認されたことから平成24年3月から搬入が再開された。
- 平成24年12月に2度目の漏水検知システムの異常検知が発生したため、再度、廃棄物の搬入を停止し、事業団では、学識経験者などで構成する調査委員会を設置し原因究明調査を行った。
- 調査委員会の報告等から施設の安全性に問題はないものの、現状のままでは、安定して継続的な産業廃棄物の搬入が保証されず、他方、安定的な操業の継続が可能な施設とするための方策を見いだすことも、センターの処分場としての信頼性の喪失や赤字の更なる拡大による県民負担の増加等から県民の理解を得ることも困難であることから、平成25年12月に施設閉鎖を決定した。
- 笛吹市境川町で整備を予定していた次期処分場については、県内全市町村の一般産業廃棄物を対象とする処分場として整備する方向で、市町村等との協議を進め、その結果、平成24年度から、県内の全市町村で構成される山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、事業団へ委託して一般産業廃棄物最終処分場の整備及び運営・維持管理を行うこととなった。
- 平成25年7月1日に公益財団法人へ移行した。
- 山梨県市町村総合事務組合から受託した一般産業廃棄物最終処分場の整備が完了し、運営・維持管理を平成30年12月から開始した。

【取組の方向性】

- 平成29年3月に策定した第三次改革プランに基づき、運営費の節減・合理化など経営改善に向けた取り組みを進めるとともに、産業廃棄物最終処分場事業により生じた事業損失については、県の助成により財務基盤の安定を図る。
- 実施状況を毎年度点検・評価し、必要に応じて改革プランを見直す。

【具体的な取組内容】

- 1 改革プランの着実な実施と改定
- 2 運営費の節減・合理化
- 3 要員計画の見直し

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
改革プランの着実な実施と改定	実施	○改定			▶
運営費の節減・合理化	実施				▶
要員計画の見直し	実施				▶

15 公益財団法人山梨県緑化推進機構

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当財団は、県土の緑を守り、育てる県民運動を推進する母体として、平成2年1月に「(財)山梨県みどりの基金」として設立された。緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）の施行に伴い「(財)山梨県緑化推進機構」に名称変更。公益法人制度改革により、平成23年1月4日に公益財団法人へ移行した。
- 緑の募金法の理念を踏まえて森林や緑に対する県民の理解を深め、緑化の推進と緑化思想の高揚を図るために多様な募金活動を展開している。基本財産の運用益と緑の募金を活用して、各種の森林整備事業、緑化推進事業、国際交流事業などを実施している。

【取組の方向性】

- 普及啓発活動などを通じ、森林環境教育、地域緑化や森づくり等の自発的な活動を行う民間団体からの支援に対する需要と実施事業との確実なマッチングを図る。
- 資金の適切な管理や緑の募金運動の増進及び管理経費の削減などに加え、県や森林・林業団体、各地区の緑化推進組織との連携に努め、共催や委託などの手法により事業を実施するなど、引き続き、事業運営の効率化と経営の合理化を図る。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 事業運営の効率化・経営合理化の推進

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				
		○改定			
事業運営の効率化・経営合理化の推進	実施				

16 株式会社清里の森管理公社

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当公社は、清里の森別荘地及びそれに附帯する施設群（センター施設）を管理することを主な目的として昭和60年3月に設立された。
- 平成27年度に改定した経営計画（平成28年度～令和2年度）において経営目標を実現するための方策を定め、各対策の確実な実行とコストの削減による経営改善を進めた結果、28年度は黒字となったが、別荘仲介件数の減少や天候不順による利用者の減少などにより、29年度は赤字となった。
- 清里地域の観光事業をとりまく環境が依然厳しい状況下で、当社の事業内容は社会経済情勢並びに天候の影響を大きく受けるが、県が実施する再整備事業に合わせて、現状の経営計画を見直し経営改善に取り組んでいるところである。

【取組の方向性】

- 更なる収益力の向上と合理化を図るため、経営計画に基づき「清里の森」の恵まれた環境を前面に出した事業展開と、別荘入居者をはじめ施設利用者の多様化するニーズに柔軟に対応しながら様々なサービスの提供に努める。
- 事業内容の充実を図り確実に営業利益を確保していくことを目標とした改善策を講じる。
- 厳しい経営環境に対応するため、新電力会社への電力供給契約の変更や電灯のLED化などにより、さらなる管理運営経費の縮減を図る。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 多様化する利用者のニーズに対応した新たなサービスの提供
- 3 固定経費などの管理運営経費の縮減

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				
		○改定			
多様なサービスの提供	実施				
管理運営経費の縮減	実施				

17 公益財団法人やまなし産業支援機構

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経 緯】

- 当法人は、山梨県における高度技術に立脚した工業の開発と県内に蓄積された産業資源の有効活用による産業の自律的発展を図るとともに、県内の中小企業者等に対する総合的支援や県内産業の製品等の展示を行い、もって本県経済の発展と県民生活の向上に寄与することを目的として、平成12年8月に、(財)山梨21世紀産業開発機構、(財)山梨県中小企業振興公社及び(財)山梨県産業展示交流館を統合して、設立された。
- 平成23年4月1日に公益財団法人へ移行し、目的を県内中小企業等の経営基盤の強化、経営革新、技術高度化、国際化等を総合的に支援し、本県の産業経済の発展に寄与することに改めた。
- 事業運営にあたっては、県内中小企業を取り巻く社会経済情勢の変化に適確に対応できるよう総合相談体制の充実強化等に努めるとともに、経営健全化や透明性の確保を図るため、平成28年3月に経営計画を改定し、計画的な経営改善・経営合理化に努めている。

【取組の方向性】

- 多様化する中小企業のニーズに対応するため、平成31年3月に経営計画を改定し、組織・機能の充実強化を図るとともに、引き続き管理経費の縮減や経営の効率化を進め、健全経営の維持を図る。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 管理運営の効率化

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				
			○改定		→
管理運営の効率化	実施				
					→

18 山梨県信用保証協会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当協会は、信用保証協会法に基づき、県内中小企業者等のために、信用保証の業務を通して金融の円滑化を図ることを目的に昭和24年5月に設立された。
- 協会の経営状況は、近年の景気動向による企業倒産や廃業などにより代位弁済が高い水準で推移したこと、また求償権に基づく代位弁済金の回収が困難となっていることなどが原因となり、平成14年度に初めて収支赤字となって以来、平成21年度まで8期連続して収支が赤字となった。
- 平成18年度～20年度「経営に関する改善計画」により、20年度の収支均衡を目指すが未達成。平成20年度中に新たに「経営に関する改善計画」（平成21年度～24年度）を策定し、平成23年度決算での収支の黒字化を目指してきたが、計画より1年早く達成することができた。

【取組の方向性】

- 平成30年度に中期事業計画（平成30年度～令和2年度）を改定し、
 - ① 中小企業等の経営改善・生産性向上と保証利用の促進
 - ② 中小企業等への適切な経営支援による代位弁済の抑制
 - ③ 事務の効率化や業務費の抑制
 - ④ 顧客の意向把握と経営への反映
 等により引き続き経営改善を進め、安定的な収支の黒字化を目指す。

【具体的な取組内容】

- 1 中期事業計画の着実な実施と改定
 - ① 審査支援システムを活用し、実態的な経営状況（キャッシュフロー）を重視した適正保証や金融機関との連携を強化した提携保証の推進
 - ② 関係機関との連携等により返済状況を把握し、遅延のある企業等に対し早期経営支援を行うことで代位弁済を抑制
 - ③ 求償権の整理や回収業務の委託、また回収計画の作成等により管理事務の効率化を強化
 - ④ 中小企業者や金融機関等へのアンケート調査により、顧客ニーズを把握し、顧客満足度の向上に取り組む

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
中期事業計画の着実な実施と改定	実施				
			○改定		▶

19 一般財団法人山梨県地場産業センター

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当財団は、地場産業の健全な育成を図るため必要な事業を行い、地域経済の基盤強化と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として昭和60年9月に設立された。これまで、甲府・国中地域の市町及び商工団体等との連携を深める中で、事業の見直しと効率的な事業の実施を行い、一層の地場産業製品の普及・需要拡大を図り、地場産業の振興に寄与してきた。
- 平成22年度、外部の有識者を含めた経営改革検討会議と併せて、財団内部に検討委員会を設置し、公益法人制度改革への対応など抜本的な改革について検討した。
- 平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 売上高の拡大による自主財源の確保、並びに経費の節減に努め、経営の安定を図る必要がある。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 来館者数の増加に向けた各種イベントの充実とPRによる営業活動の強化
- 3 ジュエリー販売部門の強化

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				→
				○改定	
来館者数の増加に向けた各種イベントの充実とPR・営業活動の強化	実施				→
ジュエリー販売部門の強化	実施				→

20 公益財団法人小佐野記念財団

【取組の区分】

自立的に健全経営の維持を図る法人

【経緯】

- 当財団は、山梨県の国際化推進のための寄附金をもとに、世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりに寄与することを目的とし、昭和62年5月に設立された。
- 財団発足以来、山梨県から世界に向けて情報発信や国際交流、国際理解のための普及啓発、さらには文化、スポーツ交流などを通じた国際交流活動への助成などを実施してきた。
- 平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 資産（基本財産）の全額を国債等固定金利の有価証券で運用し、安定的な収入を確保しているため、各事業の費用対効果を見直し、運用益の範囲内で効率的な事業執行が継続できるよう努めていく。

【具体的な取組内容】

- 1 効率的・効果的な事業執行の推進

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
効率的・効果的な事業執行の推進	実施				

21 公益財団法人山梨県国際交流協会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当財団は、県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれた国際県・山梨の実現に寄与することを目的として平成2年に発足し、同年に建設された県立国際交流センターの管理運営も担ってきた。
- 設立以来、民間の国際交流の中核的な団体として、国際交流促進事業、国際協力事業、ボランティア活動推進事業、情報サービス事業等を実施する中で、地域の国際化に貢献してきた。
- 平成18年度から国際交流センターに指定管理者制度が導入されるに当たり、平成20年度までの3年間、国際交流センターの指定管理者となった。
平成21年度からの5年間及び平成26年度からの5年間、さらに令和元年度からの4年間も、同センターの指定管理者に指定された。
- 平成25年6月3日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 平成30年度に改定した経営計画に基づき、より一層の経費節減と効率的な事業運営に努めるとともに、民間助成金の活用など財源の多様化にも取り組む。
- ニーズを把握したサービス・事業を行うとともに、市町村国際交流協会等関係機関との連携を強化する中で、事業内容の充実を図る。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 関係機関との連携強化による事業の充実

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				
				○改定	
関係機関との連携強化による事業の充実	実施				

22 公益社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当法人は、農業用廃プラスチックの処理について、公害防止の観点から、広域的な視点に立って回収処理にあたりると同時に、確立されていなかった農業用廃プラスチックの再利用についての研究開発を推進するため、県、市町村、農業団体が出資者となり、昭和51年に業務を開始し、現在に至っている。
- 同センターでは、平成18年度以降、収集した廃プラスチックの1次加工、2次加工を順次中止するなど、処理にかかる経費を軽減するとともに、県内全域からの収集と分別の徹底により、可能な限りの有価での販売に努めるとともに、人員の削減などの経費節減に努めた結果、大幅な経営の改善を達成することができた。
- 平成24年度に財政負担や組織のあり方について検討を行い、関係者間で合意が得られた。また、公益法人制度改革に伴い、平成25年4月1日に公益社団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 中長期的な経営の合理化を図るため、新たな経営計画(令和元年度～4年度)を着実に実施していく。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				
				○改定	▶

23 公益社団法人山梨県青果物経営安定基金協会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経 緯】

- 当協会は、果樹・野菜生産農家の経営安定を図ることを目的に設立され、これまでに果樹の災害時に緊急かつ必要な資金の利子補給や貸付等を行う「災害融資事業」、野菜価格の下落時に価格補てんを行う「野菜価格安定対策事業」、果樹の優良品目・品種への転換や生産性向上のための小規模園地整備等を支援する「果樹支援対策事業」など、本県の農業振興と農家の経営安定に関する公益性の高い事業を県と連携しながら実施している。
- 平成25年4月1日に公益社団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 平成24年度に策定し、平成27年度に見直した経営計画（平成27年度～29年度）に基づき、管理経費の節減と基金運用益の確保等に努めてきたが、依然として金利が低いことから赤字経営が続いている。そこで、なお一層の経費節減とともに事務費などの収入の確保を図り、新たに平成30年度から3カ年の経営計画を策定し、経営の効率化・合理化を進めている。
- 引き続き農家の経営支援に関する諸事業の推進など、積極的に公益事業に取り組む。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 管理経費等の節減、収入の確保による経営の効率化

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				
		○改定			○改定
管理経費等の節減、収入の確保による経営の効率化	実施				

24 公益財団法人山梨県子牛育成協会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当協会は、本県の子牛の生産、育成を振興し、県内で子牛を確保し、もって畜産の安定的発展に寄与することを目的として、昭和52年4月に設立された。
- 平成18年度から、指定管理者として県立八ヶ岳牧場の管理を受託し、県有肉用繁殖牛の改良増殖業務、農家家畜の受託放牧業務、牧草地の維持管理及び飼料化に関する業務、たい肥製造業務などを行っている。さらに、県立まきば公園の管理を受託し、公園の維持管理、ふれあい動物の飼養管理等を行っており、県内の畜産振興に貢献している。
- 平成23年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 平成23年度に改定した経営計画（平成24年度～28年度）により、人員や経費の削減を含む業務体制の見直しを行っている。また、平成28年度に経営計画の改定を行い、平成29年度～令和2年度は新たな経営計画に基づき、業務体制の見直しを実施していく。
- 預託牛の増頭による牧場利用料収入の増加により、自主財源の安定的な確保に努める。
- 新たなイベントの企画や内容見直し、サービス向上により、まきば公園の入場者数の増加を図る。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 人員や経費の削減による合理化の推進
- 3 自主財源の安定的な確保
- 4 まきば公園の入場者数確保

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				→
		○改定			
人員や経費の削減による合理化の推進	実施				→
自主財源の安定的な確保	実施				→
まきば公園の入場者数確保	実施				→

25 公益社団法人山梨県畜産協会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経 緯】

- 当協会は、畜産農家などへの経営指導と所得安定対策、家畜及び畜産物の価格安定対策、肉用子牛生産者補給金の交付、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、その他畜産の発展に資するための事業を行い、もって畜産の振興に寄与することを目的として、平成13年4月に畜産関係4団体の再編統合により設立された。
- 更なる効率的な業務運営と経営の健全化を図るため、平成22年度に策定した経営計画(平成22年度～26年度)に基づき業務の効率化を図りながら組織内の再編を行い、平成23年4月からは業務を1課体制とした。
- 平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 平成27年度に改定した経営計画を検証しながら、新たに策定する経営計画(令和元年度～5年度)の着実な実行を図っていく。
- 今後、中央団体や県からの補助金・委託料の減額等が進むことによって、協会の経営はさらに厳しさを増すことが十分予想されることから、法人単独事業等への積極的な取り組み、受益者負担の検討を行うなど自主財源を確保し、安定的運営を図る。
- 少ない職員で継続的かつ効率的に業務を進めるため、職員の資質向上など計画的な人材育成を行う。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 自主財源の確保による安定的経営(法人単独事業の積極的な取組み)
- 3 計画的な人材育成

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				
	○改定				→
自主財源の確保による安定的経営	実施				
					→
計画的な人材育成	実施				
					→

26 公益財団法人山梨県馬事振興センター

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当法人は、「かいじ国体」の馬術競技用施設として整備された「山梨県馬術競技場」を管理・活用し、馬事技術の普及奨励と優良乗用馬の育成供給等に関する各種事業を実施することにより、もって乗馬及び畜産の振興に寄与することを目的として昭和57年6月に設立された。
- これまで、国内有数の馬術競技場として、全日本規模の大会や合宿の受入れ、選手強化の指導、乗馬の繁殖・育成・調教、指導者養成研修などを行い、また、地元イベント開催に協力するなど地域の活性化に貢献している。
- また、小学生などを対象としたふれあい乗馬教室や遠足の受入れ、障害者や不登校児の乗馬体験など、情操教育の一環として取り組んでいる。
- 平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 平成28年度からの経営計画に基づき、国、県からの補助金を活用して、平成29年度までに整備した施設をPRすることで、大会や合宿を今まで以上に誘致し収入増加を図るとともに、人件費を含めた運営経費の削減などに積極的に取り組んでいく。
- 今後、自主的な運営を行う上で、更なる経営体質の改善が課題であるため、自主大会の開催や新規事業への取り組みによる収入の増加やコスト削減を更に進めていく。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定（より合理的な経営の推進）
- 2 大会等の誘致や自主大会の開催等による自己収入の増加

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				→
		○改定			
大会等の誘致や自主大会の開催等による自己収入の増加	実施				→

27 株式会社山梨食肉流通センター

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当法人は、前身の「(株)山梨県食肉公社」の食肉流通機能を継承し、平成3年8月に設立された。
- 設立目的は、本県唯一の家畜の処理施設及び食肉流通の拠点として、県民に安全・安心な食肉を提供し、もって畜産振興に寄与することである。
- 県の関与としては、と畜・食肉処理に係る衛生水準改善のための条件整備を行ってきた。

【取組の方向性】

- 平成30年度に改定した経営計画（令和元年度～3年度）に基づき、厳しい畜産情勢の中で、経営の合理化・効率化に取り組んでいく。
- 食肉公社問題に起因する負債は完済したものの、健全な経営状況を目指し、着実に累積欠損金を減らすことが必要であり、計画と実績との差異分析を毎月実施し、分析結果に基づく改善策を講じていく。
また、安全・安心な食肉を提供するため、ISO22000に基づいた衛生水準を確保し、県民サービスの向上を図るとともに、収益拡大のため、広域的な流通による新規出荷者の開拓と処理頭数の確保、県産ブランド食肉の取扱拡大、加工部門の強化及び、台湾を中心としたアジア向け輸出を促進し販売力を強化する取り組みを行う。
- これらを踏まえ、畜産農家を取り巻く情勢や食肉消費動向を的確に把握した上で、社内外の研修等により技術習得や食品衛生に関する知識の習得等に向けた取り組みを積極的に推進していく。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 計画的、組織的な人材育成（研修による意識改革、能力開発）

取組内容	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				→
			○改定		
計画的、組織的な人材育成	実施				→

28 山梨県農業信用基金協会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当協会は、農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合その他の融資機関の農業者等に対する貸付についてその債務を保証することにより、農業者等の経営近代化に必要な資金などの融通を円滑にし、農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的に昭和36年12月に設立された。
- 経営状況は、平成21年度に大口代位弁済に伴う引当金の繰入増加等が要因となり大幅な赤字となったが、以後は毎期継続して当期利益を計上しており、利益金積み上げの結果、平成17年度の会計基準変更時より抱えていた繰越欠損金を平成28年度に解消し、準備金積立を実現した。また、求償権残高は回収の徹底等により減少傾向にあり、信用保証能力の健全性を示す指標である弁済能力比率は国の基準を大幅に上回っている。

【取組の方向性】

- 平成30年度に策定した中期経営計画（令和元年度～3年度）に基づき、JA等金融機関との連携を一層強化し、債務保証の伸長を図っていく。
- 継続的に財務基盤の強化を図っていく。

【具体的な取組内容】

- 1 中期経営計画の着実な実施と改定
- 2 準備金積み増しによる財務基盤の強化および健全性の維持
- 3 事業管理費の抑制

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
中期経営計画の着実な実施と改定	実施				
			○改定		→
準備金の積み増しによる財務基盤の強化および健全性の維持	実施				
					→
事業管理費の抑制	実施				
					→

29 公益財団法人山梨県農業振興公社

【取組の区分】

県策定の改革プラン（経営健全化方針）に沿って抜本的改革を進める法人

【経緯】

- 当公社は、地域の担い手となる農業者に農地を集積し、本県農業、農村の健全な発展に寄与することを目的に、昭和47年4月に設立された。その後、平成13年4月には農業の担い手の育成確保を一体的に推進するため、(社)山梨県農業後継者育成基金協会と統合した。また、平成25年7月1日に、公益財団法人へ移行するとともに、平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地中間管理機構として指定された。
- しかし、金利の低迷による基金運用収入の減少や地価下落と、農地保有の長期化による売却差損の発生、さらに会計検査院の指摘に伴う県への委託料の返還など、厳しい経営を強いられている。
- このような状況を踏まえ、経営の健全化を図るため、平成31年3月に改革プランを改定し、農地中間管理事業等の事業量の拡大の伴い、業務遂行に必要な人員の確保・組織体制等のあり方の検討や経営の健全化に向けた一層の収益の確保、また、長期保有農地の売却差損に係る借入金等の計画的返済に取り組むこととした。

【取組の方向性】

- 農用地の集積・集約化、耕作放棄地の解消や有効利用を図り、効率的な農業経営の実現を推進する。また、就農相談から技術習得に係る取り組みを実施し、多様な担い手の確保・育成を図る。
- 今後も経費節減に努めるとともに、収益の確保を目指すための新たな収益事業の導入に向けて検討する。
- 農地中間管理事業等の事業拡大に伴い、プロパー職員の年齢構成を考慮した業務遂行に必要な人員の確保・組織体制等のあり方について検討する。
- 長期保有農地の売却差損に係る借入金等の計画的な返済のため、積極的に収益事業を受託し、収益の確保に努める。

【具体的な取組内容】

- 1 改革プラン（令和元年度～5年度）の着実な実施
- 2 経費節減と新たな収益事業の導入検討
- 3 業務遂行に必要な人員の確保・組織体制等のあり方の検討
- 4 長期保有農地の売却差損に係る借入金等の計画的返済

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
改革プランの着実な実施	実施				○改定 →
経費節減と新たな収益事業の導入検討	実施				→
業務遂行に必要な人員の確保・組織体制等のあり方の検討	実施				→
長期保有農地の売却差損に係る借入金等の計画的返済	実施	○委託料返還終了予定			→

30 山梨県道路公社

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経 緯】

- 当公社は、有料道路の建設・管理を総合的かつ効率的に行い、本県の幹線道路の整備を促進し、交通の円滑化を図り、県民福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、地方道路公社法に基づき平成5年6月1日に設立された。
- 平成9年4月、山梨県企業局から富士山有料道路、河口湖大橋有料道路、八ヶ岳有料道路の3路線を引き継ぎ、その後、平成10年に雁坂トンネル有料道路、同年6月には清里高原有料道路を新たに供用開始した。
- 平成13年度は「八ヶ岳有料道路」、平成17年度には「河口湖大橋有料道路」と「清里高原有料道路」が無料開放となり、「富士山有料道路」は維持管理有料道路に移行し、現在の営業路線は「富士山有料道路」と「雁坂トンネル有料道路」の2路線となっている。
- 雁坂トンネル有料道路については、当初の計画交通量との乖離が大きく、また、今後数年間にわたり建設時の借入金の償還額がピークを迎えることから、発生する一時的な資金不足を補う必要があり、平成24年度から県の長期無利子貸し付けを受けることとなった。

【取組の方向性】

- 雁坂トンネル有料道路については、不採算路線とならないよう、平成23年度に改定した経営計画の着実な実施を図っていく。
- また、通行量の増加を図るための利用促進対策の実施、通行台数に見合う適切な管理水準の下での徹底したコスト削減を図り、長期借入金の償還金の財源確保に努める。
- 富士山有料道路については、維持管理有料道路として、気象条件が厳しいながらも収支均衡を図って健全な運営を行う。
- 駐車場事業については、新山梨環状道路高架下等において需要と採算性を考慮する中で、適切な運営を行う。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施
- 2 雁坂トンネル有料道路の収益性の向上（利用促進やPR活動の実施、徹底したコスト削減）
- 3 富士山有料道路の健全な運営（料金収入の中での計画的な道路の維持修繕）
- 4 駐車場事業による収入の確保

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施	実施				▶
雁坂トンネル有料道路の収益性の向上	実施				▶
富士山有料道路の健全な運営	実施				▶
駐車場事業による収入の確保	実施				▶

31 公益財団法人山梨県下水道公社

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当公社は、流域下水道の維持管理、汚泥処理等の下水道技術の研究及び調査、下水道技術者の養成並びに下水道知識の普及啓発を行うことにより、県及び市町村の下水道行政の推進に協力し、もって県民が健康で文化的な生活を営むことに寄与することを目的として昭和61年4月に設立された。
- 県からの委託により4流域下水道の維持管理業務を行っているが、普及率の拡大に伴う処理下水量の増加、処理場施設・設備の拡張、設備機器の経年劣化等により維持管理業務が増加しており、効率的な維持管理を継続していくことが重要となっている。
- 平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 流域下水道の維持管理のさらなる効率化、経費縮減のため、平成31年3月に改定した経営計画（令和元年度～3年度）に基づき、包括的民間委託の実施や大規模災害への対応力の強化を図るなど、より効果的・効率的かつ安定的な運営を図る。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 包括的な民間委託の実施
- 3 大規模災害への対応力の強化

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				
			○改定		
包括的民間委託の実施	実施				
大規模災害への対応力の強化	実施				

32 山梨県住宅供給公社

【取組の区分】
廃止する法人

【経 緯】

- 当公社は、地方住宅供給公社法に基づき、人々の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として昭和43年2月に設立され、以来、3千戸を超える居住環境の良好な分譲住宅等の供給に努め、本県の住宅施策の一翼を担ってきた。
- しかし、バブル経済の崩壊による地価の下落等が、公社の分譲事業に直接かつ多大な影響を及ぼし、公社は未曾有の経営危機に直面した。
- このため、外部有識者からなる「出資法人経営検討委員会」からの提言を踏まえ、平成25年度までの4年間を計画期間とする「山梨県住宅供給公社改革プラン」を平成22年10月に策定し、同プランに沿った運営に努めてきた。
- 平成26年3月の「第二次改革プラン」策定にあたり、公社が抱える債務等、中長期的な課題等を検討した結果、公社は令和20年度を目途に解散することとなった。

【取組の方向性】

- 第三次改革プラン（令和元年度～5年度）に基づき、公社の効果的・効率的な運営に努め、一層の経営健全化を推進する。
- 県営住宅管理事業、賃貸管理事業等を適切に実施するとともに、県の補助金交付、短期無利子貸付などの支援を受ける中で、繰越欠損金の解消、借入金の削減に努め、一層の経営の改善を図る。
- 県営住宅について、令和4年度から部分的に指定管理者制度を導入する。
- 効率的な組織体制とし、人件費の縮減策を継続する。
- 解散へ向けた事業の縮小整理を計画的に行う。
- 実施状況を毎年度点検・評価し、令和5年度に第三次改革プランの改定を行う。

【具体的な取組内容】

- 1 第三次改革プランの着実な実施と改定
- 2 県営住宅管理事業へ部分的に指定管理者制度を導入
- 3 繰越欠損金の解消・借入金の削減
- 4 山宮南団地の解体等、保有資産の整理
- 5 効率的な組織体制、要員計画の実施及び人件費の縮減

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
第三次改革プランの着実な実施と改定	実施				○改定
県営住宅管理事業へ部分的に指定管理者制度を導入	実施			○指定管理者制度導入	
繰越欠損金の解消・借入金の削減	実施				
山宮南団地の解体等、資産の整理	実施				
効率的な組織体制、要員計画の実施及び人件費の縮減	実施				

33 公益財団法人山梨みどり奨学会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当財団は、昭和40年代の初めに、交通事故により親を亡くした交通被災遺児の増加が社会問題となる中、交通被災遺児に奨学金を給付し、修学を奨励することにより、児童・生徒の健全な育成に寄与することを目的として、昭和44年5月に設立された。
- 平成17年度からは、旧日本育英会が行っていた高校生に対する奨学金貸与事業を引継ぎ、保護者が県内に住所を有し、経済的に修学が困難な高校生に対し奨学金を貸与している。
- 平成21年度より解散した（旧）財団法人実財団から事業を引き継ぎ、修学奨励金給付事業を開始した。
- 平成22年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 給付事業については、長引く低金利により、基本財産運用益が限られていることから、平成28年度に策定した中期経営計画に基づき、効率的な事業運営により管理経費の削減を図るとともに、寄附金の募集を継続するなど、事業に必要な財源の確保に努める。
- 貸与事業については、増加している延滞債権に対応するため、「山梨県債権回収処理方針」や「山梨県債権回収マニュアル」を参考にしながら、返還業務を強化していく。

【具体的な取組内容】

- 1 中期経営計画の着実な実施と改定
- 2 収入未済貸付金の確実な回収

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
中期経営計画の着実な実施と改定	実施				
			○改定		▶
収入未済貸付金の確実な回収	実施				
					▶

34 公益財団法人山梨県青少年協会

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当財団は、青少年のための県立施設の管理運営と、その施設を通して青少年の健全育成を図ることを目的として、昭和45年11月に設立された。
- 平成16年3月に、受託施設の効率的な運営と利用者へのサービス向上などを主な経営方針とする平成16年度から5年間の経営計画を策定し、職員の弾力的かつ効果的な人員配置による人員削減に努めるとともに、業務の見直し等による経費削減を図るなど、経営の合理化を実施した。さらに、管理受託施設への指定管理者制度導入を契機に、一層の経営合理化を図るため、平成18年3月に既存計画を見直し、外部監査制度の導入や新たな数値目標を取り入れた経営計画を策定し、経営の効率化に取り組んでいる。
- 平成23年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 令和元年度以降4年間、県立青少年センター、県立愛宕山こどもの国・少年自然の家、県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者に引き続き指定されたことを踏まえ、平成31年3月に策定した経営計画（令和元年度～4年度）に基づき、継続して本県の児童・青少年健全育成事業など県民福祉の向上に向けた諸事業を進めるとともに、利用者サービスの向上や魅力ある自主事業の実施により、施設の利用率向上と収入確保を図る。
- 令和元年度からの法人運営においては、新たな事業展開を図ることにより、経営体制の強化に努める。また、徹底したコスト削減を行うことにより、財源確保に努め、より安定した運営を行う。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施
- 2 利用者アンケートによりニーズを把握し、事業実施及び施設運営に反映
- 3 新規事業の実施による経営体制の強化
- 4 コスト意識の徹底による経費の節減

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施	実施				→
				○改定	
利用者アンケートの実施	実施				→
新規事業の実施	実施				→
経費の節減	実施				→

35 公益財団法人山梨県スポーツ協会（平成31年4月1日名称変更）

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経 緯】

- 当協会は、本県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともにスポーツ精神を養うことを目的として、昭和4年3月29日に設立され、昭和45年4月1日に財団法人となった。
- 平成17年4月1日、（財）山梨県県民スポーツ事業団を統合し、両法人の有する人的資源やノウハウを基に、スポーツ振興施策を総合的かつ一体的に推進する公益的な法人として、各種事業を展開している。
- 公益法人制度改革に伴い、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。

【取組の方向性】

- 職員の退職や年齢構成を見据えた計画的な採用や、職員の資質向上を図るため、民間事業者の研修や他の施設の管理者等のノウハウを学び、活用させる研修をおこなうなど人材育成を実施する。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、なお一層の県民のスポーツ振興を図るため、スポーツ推進計画に沿って計画的かつ効率的に事業を実施する。
- 県民のニーズに応じた公益目的事業である新たなスポーツ振興事業などについて検討する。
- また、指定管理施設の運営については、なお一層のコスト意識を持ち、少ない費用で多くの効果が得られるよう努めるとともに、収益事業の実施による安定的な施設運営を図る。

【具体的な取組内容】

- 1 安定した法人運営の確立
 - ・ 効率的な組織体制の確立及び計画的な職員の採用
 - ・ 総合的人材育成システムに基づいた職員の育成
- 2 経営計画の着実な実施と改定
 - ・ スポーツ推進計画の改定及び着実な実施
 - ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連した事業の実施及び支援
 - ・ 国民体育大会をはじめとする大規模スポーツイベントの開催支援
 - ・ 指定管理施設の適切な管理運営
 - ・ 安定した経営基盤の確保に向けた収益の確保
 - ・ 人件費及び補助金収入依存度の抑制

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
安定した法人運営の確立	実施				
経営計画の着実な実施と改定	実施			○改定	

36 公益財団法人山梨県暴力追放運動推進センター

【取組の区分】

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人

【経緯】

- 当法人は、全国的に設置されている都道府県暴力追放運動推進センターの指定を受け、平成4年1月の設置以後その役割を果たしており、平成22年11月1日に公益財団法人へ移行した。
- ここ近年の景気低迷を受け、暴力団はその姿を隠蔽し、行政対象暴力、民事介入暴力、県民生活の経済活動などに深く入り込み、かつ暴力団の共生者により多くの資金源を得るべく暗躍しており、その傾向は顕著である。その状況から、当財団が暴力団排除活動の中核となって、県民総ぐるみの暴力追放運動を展開することが求められている。

【取組の方向性】

- 暴力団員による不当な行為を防止するための各種活動を行っており、平成28年度に策定した経営計画の内容を着実に実施していく。
- 賛助金、寄付金は県民に事業内容や暴力追放運動の重要性についてアピールし、協力が得られるよう努めていく。また、基本財産の適時適切な運用を図っていく。
- 財政基盤を強化すべく努力しているが、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう事業内容を見直すとともに一層の経費の節減に配慮する。なおその際には費用対効果の検証を随時行い、適正かつ効果的な財団運営を図る。

【具体的な取組内容】

- 1 経営計画の着実な実施と改定
- 2 経費の節減（費用対効果の検証）

取組内容	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
経営計画の着実な実施と改定	実施				→
			○改定		
経費の節減	実施				→